# Sewsletter

80.4 Autumn - Winter 2009-2010



グローバルCOEプログラム「国家と市場の相互関係におけるソフトロー」 Global Centers of Excellence Program *Soft Law and the State-Market Relationship* 

## 組織図 -



#### 基礎理論部門 部門リーダー

田友敬

## 政府規制部門

部門リーダー

## 市場取引部門

部門リーダー 神田秀樹 情報・知的財産部門 部門リーダー

大 渕 哲 也

2010年3月31日

## 事業推進相当者

藤 田 友 敬(部門リーダー) 法学政治学研究科・商法

畑 瑞穂

法学政治学研究科·民事訴訟法

山本隆司 法学政治学研究科·行政法

柳川範之

経済学研究科・契約理論

松村敏弘

社会科学研究所・産業組織、公共経済

田中 亘

社会科学研究所・商法、法と経済学

中 里 実(部門リーダー) 法学政治学研究科・租税法

岩 原 紳 作

法学政治学研究科・商法

増 井 良 啓 法学政治学研究科·租税法

白 石 忠 志 法学政治学研究科・経済法

飯田敬輔

法学政治学研究科・国際政治経済学

神 田 秀 樹(部門リーダー) 法学政治学研究科・商法

宮 廻 美 明

法学政治学研究科・国際企業法

山下友信

法学政治学研究科・商法

中田裕康

法学政治学研究科・民法

河 上 正 二

法学政治学研究科・民法

神作裕之

法学政治学研究科・商法

大 渕 哲 也(部門リーダー) 法学政治学研究科・知的財産法

ダニエル・フット

法学政治学研究科・法社会学

荒木尚志

法学政治学研究科・労働法

森田宏樹

法学政治学研究科・民法

浅 香 吉 幹

法学政治学研究科・英米法

石 川 博 康

社会科学研究所・民法

#### 特任教授

誠 社団法人信託協会 折 原

児 玉 安 司 三宅坂総合法律事務所

島 崎 謙 治 政策研究大学院大学

中 窪 裕 也 一橋大学大学院国際企業戦略研究科

洪 淳 康 大学院法学政治学研究科

萬 澤 陽 子 財団法人日本証券経済研究所

三 宅

山 本 慶 子 日本銀行金融研究所

#### 特任研究員

安 藤 馨 大学院法学政治学研究科

大 川 昌 男 日本銀行

荻 村 慎一郎 大学院法学政治学研究科

河 瀬 佳 史 東京証券取引所

光 文 大学院法学政治学研究科 姜

神 山 弘 行 岡山大学大学院社会文化科学研究科

武 生 昌 士 大学院法学政治学研究科

土 屋 裕 子 大学院法学政治学研究科

永 野 仁 美 大学院法学政治学研究科

新 大学院法学政治学研究科

#### リサーチアシスタント

王 芳 大学院法学政治学研究科博士課程

笑 侗 大学院法学政治学研究科博士課程 温

銭 瀝 陽 大学院法学政治学研究科博士課程

宗 小 春 大学院法学政治学研究科博士課程

西 本 健太郎 大学院法学政治学研究科博士課程

朴 孝 淑 大学院法学政治学研究科博士課程

## 事業推進担当者(政府規制部門リーダー)



#### 中里実(なかざと・みのる) 英文査読誌の意義

GCOEとの関連で査読誌論文の本数がカウントされることもあり、関係者の一人として英文の経済学の査読誌に統計分析を用いた実証研究の論文を掲載しようと思い立ち、アメリカの研究者二人と共同研究を行いいくつかのささやかな成果を得たが、その過程で驚いたことがあった。(GCOEの経費を使わずに)どうにか研究費を捻出して日本における高額所得者番付のデータを7万人分ほど購入し、それを用いて、日本の取締役報酬についての実証研究を行った際のことである。日本のストックオプションについての分析を含んだある論文の存在(日本で発行されるある英文査読誌に投稿されたもの)を知ったので、その著者に、どのようなデータを用いたのかメールでたずねたところ、商事法務と資料版商事法務からデータを得たということであったが、同時に、

"As companies do not disclose full information on options, we have made several assumptions." という 返事が来たので、私達三人はいささか驚いてしまった。いくつかの仮定をおいたということであったが、よほど強い仮定をおいたとしても、商事法務に掲載される取締役会の決議における支給可能なオプションの総額からは個々の取締役の報酬を「想像」することさえ不可能なのではないかと、少なくとも私達には思われたからである。もちろん、正しい考え方というものが一義的に確定できるわけではないし、まして、この場合に、その論文の著者が実際にどのような考え方に基づいて当該データを用いたかという点についても、その後の状況についても、必ずしも知りうるところではないので、その点についてこれ以上コメントすべきではなかろうし、ここでコメントするつもりも批判するつもりもない。

ただ、一般的にいうと、研究者にとって英文のジャーナルに論文を掲載することは重要なことであるが故に、若干「創造」的とも見えないこともないデータの利用さえ行われる可能性も完全には否定できないのかもしれないという危惧をいだいた。特に、特殊な分野における論文については、匿名のレフェリーといっても、その範囲はきわめて限定されてくる(場合によっては、競争者である場合もありうる)。したがって、レフェリーの能力や中立性に関する「監査」がしっかりしていなければ、難しい問題も生じうるのかもしれない。やはり、理科系と異なり、社会科学の査読誌というのは、よほどの一流誌以外については、難しいところもありうるのであろうか。

ことほどさように、客観的な真理が必ずしも一義的に明確ではない社会科学における研究業績の評価というのは、客観的データを用いた実証分析についてさえも難しいものであり、その評価について、自然科学における基準がどこまで有効かという点について真剣に検討する時期が来ているといえよう。

## 特任教授



児玉安司 (こだま・やすし) 1958年生まれ。1983年に東京大学法学部を卒業した後、雪国でのヒューマニズムに満ちた人生を思い描いて新潟大学医学部に入り直しましたが、司法試験に合格したために行路が複雑になり、神経病理の顕微鏡を覗いたり、ハーバーマスやハイエクを読んで考え込んだりしているうちに昭和が終わりました。ベルリンの壁が崩れ、湾岸戦争が終わるころには横須賀アメリカ海軍病院で医師になっていました。軍の病院でありながら倫理委員会の活動が新鮮でした。司法修習生となって復員した後、アメリカ医事法の研究でフルブライト奨学金をいただいてシカゴ大学に留学しました。教務課のデスクで楽しそうにお喋りしている白髪のおじいさんの後ろに並んで待っていたところ、振り返ったのはロナルド・コース先生でした。

LL.M取得後、シカゴのSidley Austinの製造物責任部門に勤務。アメリカの健康被害の賠償金支払が再保険を通じてロイズを破綻させている現実を目の当たりにして、ロンドンに行こうと思い立ち、Barlow Lyde & Gilbertに移籍して、ART(Alternative Risk Transfer)などの金融技術やリスクマネジメントの手法に触れることができました。

1997年に帰国。「医療不信」から「医療崩壊」へ向かう惨憺たる戦場で、事件対応から制度作りまで、最前線に立ち続けて現在に至っています。また、介護保険から自立支援法へと移り変わる社会福祉基礎構造改革の中で契約やガイドライン作りに関与しましたし、多様化する労使紛争も多数取り扱ってきました。

社会保障の分野では、組織法も取引法もきわめて未整備であり、私法と公法が複雑に交錯しつつ、医療事故も福祉サービスも個人情報保護もメンタル疾患の職場復帰も治療拒否も尊厳死も、文字どおり「ゆりかごから墓場まで」、枚挙に遑がないほど多数のソフトローが制度を埋め尽くしている状況にあります。次々に生成発展する新しい法現象をソフトローの視点からとらえて考察していきたいと思っておりますので、よろしくご指導の程お願いいたします。

## 特任研究員



**荻村慎一郎(おぎむら・しんいちろう**) 京都大学法学部卒業後、東京大学大学院 を経て、2009年4月より本GCOE特任研究員を務めさせて頂いております。

専攻はフランス法でございます。修士課程では団体訴訟という主題化を通じて、また博士論文では仲裁制度に取り組みながら、法を形成する主体の歴史的重層性や社会的多様性に留意しつつ、「裁判」という法創造のかたちを根源的に問い直す作業をしています。文明開化以降、外から与えられる形で「法」と向き合わざるを得なかったわれわれにとって、裁判=司法の基本型の正確な認識とその受容は、未だに消化不良のままの宿題であり続けているのではないか、という疑問が研究の出発点にございます。

裁判という儀式は、地中海文明およびそれに憧れて自己形成を図ってきた欧州社会の伝統の中で、或る 事柄を法の問題領域に昇華させるための特権的な手段として、神聖な地位を占めているように思われます。 「ソフトロー」は、このような視点からみれば、まさに格好の素材となります。また、近代国家を前提と した種々の制約からいったん離れて、裁判をそれ自体自律的なシステムとして捉えなおすことは、ソフト ロー研究のみならず、いわゆる立法と司法の間の現代的関係を模索するうえでも、大変重要であると考え ており、その意味では、近年アメリカを中心に進展著しい「立法」の議論と表裏をなす位置にもある、と 自負しています。

本グローバルCOEの前身にあたるプロジェクトの開始直後、留学する機会を得ることができ、ソフトロー・プロジェクトが大きく育っていく過程を文字通り外から拝見しつつ、自身の研究の励みとして参りました。今回、こうしたかたちで本プロジェクトに参加を許されましたことは、光栄の極みでございます。非欧州的伝統のうえに近代社会を開花させた日本からのアプローチであるからこそ、ソフトローに対する自覚的な問いかけは、全世界的な意義と重みをもちえ、と同時に、慎重な吟味を必要とするように感じます。はなはだ微力ではございますが、ご指導のほどよろしくお願い申し上げます。

## 特任研究員



**永野仁美**(ながの・ひとみ) 2000年に東京大学法学部を卒業後、同大学院法学政治学研究科に進学し、修士課程・博士課程を経て、2009年4月よりGCOE特任研究員を務めさせて頂いております。博士課程在籍中には、リサーチアシスタントも務めさせて頂きました。

専攻は社会保障法で、修士課程に進学して以降、フランスの社会保障制度(特に、障害者雇用政策・福祉政策)に関する研究を行っています。最近、「フランスの障害者雇用政策」(季刊労働法225号58頁)や「フランスにおける障害者への所得保障」(季刊労働法224号141頁)を執筆致しました。また、内閣府における「障害者の社会参加推進に関する国際比較調査研究」(平成20年度・2009年度)にも、フランスの担

当として参加させて頂いております。

GCOEでは、障害を理由とする差別の禁止に関するソフト・ロー研究を行っています。フランスでは、2004年に、HALDE(高等差別禁止平等対策機関)が創設され、差別事件について調停の斡旋や和解案の提示、勧告等を行うこととなりました。その創設以降、HALDEは、毎年、数多くの直接・間接差別に関する勧告(ソフト・ロー)を出しています。そして、その勧告の積み重ねによって、次第に、差別禁止に関するグッド・プラクティスが形成されてきているところです。特に、雇用の分野では、労働法典が、「使用者は、過度の負担が生じる場合を除き、障害者に対し適切な措置を講じなければならない。適切な措置の拒否は差別となる」と規定していることもあって、議論が活発です。使用者が講じるべき適切な措置とは何か、また、いかなる場合に障害を理由とする差別があったとされるのか、フランスにおける議論を分析し、紹介することで、日本での障害者差別の防止に対して何らかの示唆を提供したいと考えています。



## ソフトロー通信

## 特任研究員 河瀬 佳史

2009年11月より、GCOEプログラムに特任研究員として参加させていただいております。現在、私は、東京証券取引所の上場部に所属しており、上場制度に関する企画・立案、上場規則の改正等の業務を行っております。新規上場の際の上場審査基準や上場廃止の基準といったいわゆる上場適格性に関するルールや、適時開示に関するルールといった上場会社として果

たすべき義務に関するルールなど幅広く対象としています。最近においては、上場規則の中に企業行動規範というものを設けており、その中で上場会社のコーポレート・ガバナンスに関する分野についても検討対象の大きなテーマとなってきています。私の職場に、上場会社に関係する規則をまとめた上場関係規則集というものがあり、昭和20年代のものから現在のものまであるのですが、最近のものになるとかなり厚さを増してきています。これは、世間が東証に期待する役割が拡大している証の一つであり、ソフトローの重要性の高まりの表れと言えるのではないかと感じております。

しかし、これまで、取引所がルールにより市場に規律を与えることが必ずしも肯定されてきているわけではありません。例えば、上場会社における黄金株の発行に関する議論の際、東証としては、上場会社による発行は望ましくないというスタンスを取ったわけですが、それに反対する理由として、法律で認められていることを取引所が上場基準で否定することはありえないという旨の意見が出たということもありました。

一方で、平成21年6月に公表された金融審議会のスタディグループ報告や企業統治研究会報告書においては、資本市場、上場会社のあり方に関する重要な提言がなされているわけですが、その中には、取引所による対応を求める旨の内容が記載されているものも数多くあります。これは、近年では、マーケットの変化が激しく、そうした変化に機動的に対応できるという意味のメリットから、法律の手当てに先立つような迅速な取組みが期待されているということだと思います。もちろん東証としても、そのようなことを認識して、投資者、上場会社その他の市場関係者の意見を踏まえつつ、様々な上場制度の整備に取り組んできています。

つまり、ソフトローである上場規則とハードローである法律にはそれぞれの利点と欠点があり、うまく 使えば相互補完的に働き、上手に役割分担することの重要性が認知されてきたということだと思います。 機動性を活かして市場の変化に応じた緊急的な、あるいは応急的な規制をしたり、柔軟性を活かして法令 よりも先に規制を設けて先駆的な、あるいは段階的な規制をしたりするのがソフトローの利点の一つであり、一方で、先ほども少し触れましたが、場合によっては、法律で許容されている行為を実質的に禁止することにもつながりますので、そういう観点からも基本的には段階的なアプローチが必要となってくるため、劇的な変化が難しいという点は逆に欠点になることもあると考えられます。

ただ、実務に携わっている立場からすると、関係者は、ソフトロー、ハードローという違いよりも罰則 との関係(罰則の有無やその内容)を強く意識していると感じます。また、ルールの精神を守るというこ とよりも、ルールの形式上の要件に抵触しないことをより重視しているのではないかということも感じます。実際、上場規則の改正を行った後の問い合わせにおいては、趣旨からすると望ましくないような事例について、「このケースは基準を満たしているか?」というものや、「これは書いていないケースだから問題ないということでよいか?」という内容のものが多いということもそれを表しているのではないかと思います。また、上場会社、証券会社や弁護士などからは、規則を守らなかった場合の罰則規定の有無に関する問い合わせも多く、もちろん、罰則を適用されないように注意することは必要であると思いますが、罰則が適用されないのであれば実施しても問題ないという考え方をもった方も少なからずいるわけです。このような状況は、規制するサイドの問題もあるかもしれませんが、上場会社や資本市場に関わる者の振る舞いとしては違和感を覚えざるを得ません。

ここで、最近の資本市場のテーマとなっている事項について考えてみますと、形式ではなく実質が重要となってくるものが多いのではないかと思います。例えば、コーポレート・ガバナンスというテーマですが、これはまさに実質が重要なわけです。ハードロー、ソフトローという手段に関わらず、形を押し付けたところで、そもそもコーポレート・ガバナンスに対する意識の低い会社は、実質的に機能するかどうかということよりも、形式を満たすことに重点を置いて考えるわけです。そしてその後、そういう会社で問題が起こると、更に厳しい(形式的な)要件を求めるべきだという意見が出てくるということになり、その結果、優良な会社の適正なコーポレート・ガバナンスの形まで阻害しうるという弊害も出てくる可能性があります。

これらの問題に対してどのように取り組むかということは難しい問題ではありますが、そもそも、どういった分野についてまでルール化が必要かという論点もあるかと思います。例えば、株式持合いの公表や議決権行使結果の公表といった施策については、株主、投資家からの要望の高まりに応じて一部の企業において自主的に実施されてきたこともあり、そういった施策への取り組み姿勢によって、企業の体質の違いが明らかになるのではないかと考えられます。ルールだから仕方なくやるという企業と、株主、投資家などのことを考えた結果、自ら必要と判断して実施する企業では、当然本質が異なることが考えられるわけで、それこそが、企業経営全般について投資家の望む事項を実行してくれる企業かどうかということにつながるのではないかということです。そういうことを考えると、これらの施策についてルール化して強制的に実施を求めるよりも、企業にその施策の実施について検討を促し、その結果市場が評価するということがより適当なケースもあるのではないかということも感じるわけです。したがって、最低限求めるべき部分と会社の取り組みに任せる部分の役割分担が重要になってくるということですが、その前提として、会社が真摯に取り組む姿勢を持つことは必須となるわけです。もちろん、そのためには株主、投資家サイドにも適切な振る舞いが求められることになります。

こういった状況を踏まえ、現時点においては、ルールと市場の望ましい関係、ハードローとソフトローの最適な役割分担などについて、幅広く関心を持っています。限られた時間の中で有用な考え方を導けるかどうかはわかりませんが、これらの問題意識について考察を深めていきたいと考えております。また、普段自分が関わっていない分野におけるソフトローにも触れる機会があると思いますので、そのような機会が自身の分野にとって参考になることも数多くあると期待しています。せっかくの機会ですので普段の立場から一歩離れた視点からも研究に取り組み、それが本プログラムに役立つこととなれば幸いです。

## <u>2</u> 研究教育活動

本拠点における2009年8月から2010年3月末までの活動をご紹介します。なお、報告者等の所属・肩書は当時のものです。

## <基礎理論部門>

## ■ソフトロー理論研究会

	開催日	テ ー マ	報 告 者
第5回		わが国における私的整理(裁判外倒産処理) に関する一考察:「私的整理ガイドライン」、 ソフトローの観点を手がかりとして	山本慶子(日本銀行金融研究所・GCOE 特任研究員)



## <政府規制部門>

## ■経済法研究会

	開催日	テ ー マ	
第9回	2009年9月10日	American Needle v. NFL(欧米事例)	
第10回	10月29日	港町管理平成21年10月2日東京高裁判決(日本事例)	
第11回	12月10日	Cardiff Bus事件(欧米事例)	
第12回	2010年1月28日	キリングループと協和発酵グループの資本提携について (日本事例)	
第13回	2月23日	米国FTCのN-Data事件(欧米事例)	

#### ■租税法ワークショップ

	開催日	テ ー マ	報 告 者
第8回	2009年9月16日	Just harmonization	Dr. Tsilly Dagan (Bar Ilan University Law School, Israel, Senior Lecturer)
第9回	9月25日	M&Aにおける最近の税務上の問題点	内海英博(TMI総合法律事務所弁護士)
第10回	10月21日	戦後期における地方税制の変遷と大都市税制	高井正(財団法人東京市政調査会主任研究員)
第11回	12月19日	減価償却資産の人的帰属―リース税制を素材として	田中啓之 (東京大学法曹養成専攻)
第12回	12月19日	法人税の抜本的改革は必要か	二木康晴 (東京大学法曹養成専攻)
第13回	2010年1月13日	地方財政論入門をめぐって	佐藤主光(一橋大学大学院経済学研究科教授)

## <市場取引部門>

## ■市場取引ソフトロー研究会

	開催日	テ ー マ	報 告 者
		預金の不正払戻しに関する個人預金者と銀行と	大川昌男(日本銀行政策委員会室法務統
第5回	2009年12月16日	の間の損失分担ルールについて――ハードロー	括担当、担当総括兼参事役・GCOE特任
		とソフトローの協働――	研究員)
Mr. C I	10 201 2	株式・派生商品取引の清算・決済に関するルール	木下卓三(株式会社東京証券取引所経営
第6回	12月21日	について	企画部・元GCOE特任研究員)
第7回	2010年1月15日	公開買付及びM&A法制の基礎的検討	宮下央(金融庁)他

## <情報・知的財産部門>

#### ■知的財産法研究会

	開催日	テ ー マ	報 告 者
第2回	2010年3月3日	著作権の間接侵害(1) 〔総論〕 — 特許権の 間接侵害との対比を含めて——	大渕哲也(東京大学大学院法学政治学 研究科教授)

## ■GCOE公開講座(BLC公開講座と共催)

	開催日	テ ー マ	報 告 者
第9回	2009年10月8日	独占禁止法の手続に係る諸問題―審判制度、課	村上政博(一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授、
知り凹		徴金、域外適用	ビジネスロー・比較法政研究センター客員教授)
第10回	10月29日	債権法改正―いま何が問題となっているのか?	内田貴(法務省経済関係民刑基本法整備
舟10凹	10万29日	個権伝以正―v・ま何が问題となってv・るのが!	推進本部参与)
第11回	11月12日	最近の憲法裁判と最高裁の役割	泉徳治(TMI総合法律事務所弁護士、
<b>寿</b> 11凹 11月12日		取担の悪伝教刊と取高数の位割	前最高裁判事)
第12回	12月10日	リスク・ファイナンスと法制度のあり方	山下友信(東京大学大学院法学政治学研究科教授)
		―キャプティブその他のファイナンス手法について	*公共政策大学院「公共政策セミナー」と共催



## ■「国家と市場の相互関係におけるソフトロー」シンポジウム

	開催日	テ ー マ	報 告 者
			レイニア・クラークマン(ハーバード・
第5回	2009年8月5日	企業買収と現代会社法における主要問題	ロースクール教授)他
			詳細は本誌10頁参照
姓の同	0010年9月0日	△翌月.△)。山上7. 田效光/克,卢孜枫·1. 7. △四田	小川潔(住友商事株式会社理事 法務部長)他
第6回	2010年3月9日 企業社会における規範遵守:自発性とその限界		詳細は本誌11頁参照

東京大学グローバルCOEプログラム「国家と市場の相互関係におけるソフトロー」第5回シンポジウム 企業買収と現代会社法における主要問題

日 時:2009年8月5日(水)14:00-17:00

会場:ANAインターコンチネンタルホテル東京

「敵対的買収と取締役会中心のコーポレート・ガバナンス・モデルの将来」 レイニア・クラークマン (ハーバード・ロースクール教授)

「株主中心アプローチの維持」

ポール・デイビス (ロンドン・スクール・オブ・エコノミクス法学部教授)

「EU買収指令のもとでのフランスおよび他のEU諸国における敵対的買収の際の取締役会の新しい役割」 ジャック・ビュアール(ハーバート・スミス法律事務所パリ弁護士)

コメント:エドワード・B・ロック (ペンシルバニア大学ロー・スクール教授) 神田秀樹 (東京大学大学院法学政治学研究科教授)

#### 主催

東京大学大学院法学政治学研究科附属ビジネスロー・比較法政研究センター 東京大学グローバルCOEプログラム「国家と市場の相互関係におけるソフトロー」

#### 協力

野村ホールディングス株式会社、株式会社 商事法務



東京大学グローバルCOEプログラム「国家と市場の相互関係におけるソフトロー」第6回シンポジウム 企業社会における規範遵守:自発性とその限界

日 時:2010年3月9日(火)14:00-18:30

会 場: 六本木アカデミーヒルズ49 オーディトリアム

<総合司会>岩村正彦(東京大学教授/グローバルCOEプログラム拠点リーダー) 開会の挨拶 岩村正彦

ソフトロー・プロジェクトのこれまでの歩み 藤田友敬(東京大学教授/グローバルCOEプログラム拠点リーダー補佐)

第1セッション 「商社における規範の遵守―コンプライアンスの徹底に向けての取り組み」

報 告:小川潔(住友商事株式会社理事 法務部長)

コメント:神作裕之 (東京大学教授/グローバルCOEプログラム事業推進担当者)

フロアからの質問

第2セッション 「規制業種における規範の遵守:保険会社を例に」

報 告:佐野雅宏(株式会社損害保険ジャパン執行役員コンプライアンス部長)

コメント:藤田友敬 フロアからの質問

第3セッション 「競争法における規範の遵守:企業結合届出制度の抜本改正への対応を例に」

報 告:柏木裕介(TMI総合法律事務所弁護士)

コメント: 白石忠志 (東京大学教授/グローバルCOEプログラム事業推進担当者)

フロアからの質問

総括コメント

神田秀樹(東京大学教授/グローバルCOEプログラム事業推進担当者)

閉会の挨拶 岩村正彦

主催

東京大学グローバルCOEプログラム「国家と市場の相互関係におけるソフトロー」

協力

株式会社 商事法務

## 事業推進担当者による教育活動

グローバルCOEプログラム「国家と市場の相互関係におけるソフトロー」では、ソフトローの教育を法 学政治学研究科の正規の教育課程に位置づけ、法学だけでなく、近隣諸科学の研究者による講義や演習も 提供します。2009年度冬学期の提供科目は以下のとおりです。

#### 2009年度冬学期グローバルCOE提供科目

2000 TICK TWITE TO COLLECT THE				
担当教員	講義名			
荒木尚志・岩村正彦	労働判例研究			
荒木尚志	労働法の現代的課題			
荒木尚志	比較労働法演習			
飯田敬輔	国際政治経済の諸問題			
石川博康	契約法基礎文献講読			
岩村正彦・島崎謙治	社会保障法政策			
大渕哲也	知的財産法重要判例研究			
神作裕之	会社法とコーポレート・ガバナンス			
樋口範雄・神作裕之	商事信託法の諸問題			
樋口範雄=神田秀樹=折原誠	信託法			
白石忠志	経済法資料分析			
畑瑞穂	民事訴訟法の諸問題			
森田修=松村敏弘=藤田友敬	法と経済学			
増井良啓	地方財政・租税論			
宮廻美明	企業経営の法務			



## GCOE派遣プログラム

当拠点では、若手研究者の育成および国際競争力ある法律家(法曹実務家等)の育成を目指し、大学院生等を国内外の研究集会やセミナーへ参加させたり、トレイニーとしてロー・ファームや国際機関に派遣したりするプログラムを実施しています。2009年度の実績は以下のとおりです。所属は派遣当時のものです。

氏名	所属	派遣先	期間
今仲翔	法曹養成専攻修了	EU委員会(ブリュッセル)	2009年6月1日~6月30日
堤雄史	法曹養成専攻修了	EU委員会(ブリュッセル)	2009年6月3日~7月1日
田中伸拡	法曹養成専攻修了	Herbert Smith法律事務所(パリ)	2009年6月17日~7月12日
松本渉	法曹養成専攻修了	Davis Polk法律事務所(ニューヨーク)	2009年6月27日~7月28日
高畑桂花	法曹養成専攻修了	ドイツ銀行(フランクフルト)	2009年7月9日~8月10日
渡貫昭太	法曹養成専攻修了	デラウェア州最高裁判所(ウィルミントン)	2009年7月11日~8月2日
石田幹人	法曹養成専攻修了	Clifford Chance法律事務所 (ロンドンおよび東京)	2009年7月27日~8月24日
津田顕一郎	法曹養成専攻修了	Clifford Chance法律事務所 (ロンドンおよび東京)	2009年7月27日~8月24日
江崎元紀	法曹養成専攻修了	IBFD International Tax Academy租税法セミナー (アムステルダム)	2009年9月19日~29日
山内由梨佳	総合法政専攻博士課程	マックスプランク国際法外国法研究所 (ハイデルブルク)	2010年1月30日~2月26日

### 研修レポート

## クリフォードチャンス法律事務所(英国)への派遣について

石田 幹人

#### 1. はじめに

私は、2009年8月3日(月)から8月21日(金)までの間、グローバルCOEプログラムによりクリフォードチャンス法律事務所(Clifford Chance)のロンドンオフィスに派遣されておりました。また、その前の一週間、同事務所東京オフィスのご厚意により、東京にて事前研修を受けさせていただきました。

クリフォードチャンスは、売上高・人数の両面において、世界最大規模の法律事務所です。カナリーウォーフ(Canary Wharf)というロンドンの新興ビル街の一角に30階建てのビルー棟を所有しており、そのビルだけで(おそらく)千名以上が働いています。

#### 2. プログラムの概要

今回のGCOEプログラムでは、私を含めて2名が東京大学からクリフォードチャンスに派遣されました。 クリフォードチャンスでは毎夏、イギリスの学生を対象に夏季休暇中の研修プログラムを主催しており、 我々2名もその研修プログラムに途中から合流する形で、業務を経験することになりました。

プログラムに参加した学生は、普通の弁護士と同じ席(オフィスは2人部屋のところが大半です)を与えられ、弁護士から割り振られた様々な案件に取り組みます。また、通常業務の合間に、事務所内の色々なグループの業務内容の説明や、ビジネスマナー、チームビルディングなどの講義を受けます。

各研修生には指導担当弁護士が付く他、バディ(buddy)と呼ばれる相棒も付けてもらえます。バディは、最若手のトレイニー(Trainee:後述するように、イギリスの法曹制度では、弁護士になる前に2年間トレイニーとして働きます)であることが多く、身近な相談相手になってくれます。

#### 3. 業務内容

次に、私が体験した業務の内容を簡単に書きます。

ロンドンオフィスにいた3週間のうち最初の1週間は、デリバティブと金融規制を担当するグループに配属されました。私は、その中でも金融規制を専門とするソリシターに指導していただきました。(注:イギリスの弁護士資格は、ソリシター(Solicitor:事務弁護士)とバリスター(Barrister:法廷弁護士)に分かれます。クリフォードチャンスのような企業法務系の事務所で働く弁護士は、基本的にソリシターです。)

金融規制の中でも、私は「決済サービス指令」(Payment Services Directive)という欧州連合(EU)の規制に関する業務を数多く体験しました。決済サービス指令とは、決済サービスに関するルールをEU参加国間で統一するためのEUの指令(Directive)で、昨年の11月までに、EU参加国の各政府が国内規制として具体化し、施行することになっていました。そのため、私がロンドンにいた8月頃、大手銀行等の金融機関は、数ヵ月後に控えた施行日に向けて、決済システムの変更や、取引約款の修正などに追われていました。私の指導担当のソリシターは、いくつもの銀行と対応プロジェクトを進めており、クライアントとの電話会議に、私も何度も参加させていただきました。

その後、2週目以降はプロジェクトファイナンスグループに配置換えになりました。ここでの指導担当 ソリシターは、世界各国の発電所や道路などの建設プロジェクトを担当していました。

私は、このグループでは再生可能エネルギー(renewable energy:風力発電、再生燃料による発電など、環境に優しい新エネルギー)に関する各国政府の規制について、リサーチに取り組みました。再生可能エネルギー規制の一例を挙げると、英国では「再生可能エネルギー使用義務命令」(Renewables Obligation Order)という規則が定められており、電力会社は供給電力の一定割合を再生可能エネルギーで供給することが義務付けられています。これは2002年に導入された新しい規制でまだ試行錯誤の段階にあり、毎年のように改定されているので、内容を把握するのがなかなか大変です。とはいえ、経済的なインパクトが大き

いため、最新動向をフォローすることはプロジェクトファイナンスにとって重要になりつつあるようです。 なお、上記以外にも、大型買収案件のメモランダム作成や、日系金融機関との会議等々、様々な業務を 体験させていただきました。

#### 4. イントラネットについて

クリフォードチャンスは、社内の情報ネットワーク(イントラネット)が非常に充実していたので、これについても触れたいと思います。イントラネットは世界中のどのオフィスからでもアクセスでき、各オフィスでの出来事などが毎日こまめにアップデートされています。パソコンでの研修(eラーニング)も、豊富に用意されています。そして一番感心したのが、テンプレート(雛形)の充実ぶりです。さまざまな法律文書の雛型がイントラネット上に存在し、しかも雛型には記載文言の意義を記した注記がかなり細かく付されています。各弁護士は、雛型をダウンロードし、注記を参考にしながら、個別事案に応じた文書を作成できるようになっています。このテンプレートには、当然ながら最新の法律改正、判例などを逐次反映する必要があるため、クリフォードチャンスでは、相当な人的資源を割いてテンプレートの維持、改訂に努めているようです。

#### 5. ヨーロッパの学生との交流

今回の派遣では、様々な国のヨーロッパの学生とも交流できました。

英国の大学生は、就職活動の一環として研修プログラムに参加しています。この研修プログラムの最終週に行われる面接に合格すると、ロースクール(正確にはLegal Practice Course)修了後2年間、トレイニーとしてクリフォードチャンスで働くことができます(更にいえば、ロースクールの学費も負担してくれるようです)。英国では、法律事務所で2年間トレイニーとして働かないと、ソリシターの資格を得ることができません。なので、面接の前の日などは、研修プログラムも多少ピリピリした雰囲気でした。

その他の欧州各国の学生は、各国にあるクリフォードチャンスのオフィス(パリ、フランクフルト、マドリード)でしばらくの間研修し、そこから再派遣されてロンドンに来ていました。彼らと話していると、法曹資格を取得するための制度はヨーロッパ内でもかなり異なることが分かります。英国ではロースクール(的なもの)は最短1年で修了でき、その後、法律事務所で2年間トレイニーとして働いた後、ソリシターの資格を取得します。一方、ドイツは、学生としての勉強に時間がかかる上、日本の司法修習のような制度も数年あるようで、法曹資格を得るまでに5、6年かかるとのことでした。そのため、ドイツ人で企業法務の仕事に携わりたい人の中には、敢えてドイツの制度を避け、(早く仕事することができる)英国の資格を取得する人も少なくない、とのことです。個人的には、イギリスのようにOJT(オンザジョブトレーニング)を重視する制度を日本も参考にしていいのではないかと思いました。

#### 6. 東京オフィスでの研修

ロンドンに先立つ一週間、東京オフィスで行った研修についても簡単に触れたいと思います。東京オフィスでは、ロンドンなどと協働して取り組む国際的な大型案件から純粋な国内案件まで、幅広い案件を取り扱っています。私も、会社法、独禁法、労務関係など、短い期間でさまざまな案件に触れることができました。この他、ファイナンス部門の定例会議に参加させていただいたり、毎日弁護士2名と一緒に昼食する機会を設けていただいたりし、様々なお話を伺うことができました。短い間ながらも、日本とイギ

リスの業務の類似点・相違点を体感することができたのは、 とても有意義だったと思います。

最後に、イギリスで私の指導を担当されたPeter Chapman、 Joanne Lilley両先生、東京オフィスでの研修及びロンドンオフィスとの橋渡しを担当して下さった神山達彦先生に深く感謝の意を表して、このレポートを終えたいと思います。

## EU委員会での体験報告

今仲 翔

#### 一. はじめに

私は、グローバルCOEプログラムにより、2009年6月1日より一ヶ月間、ベルギーのブリュッセルに本部を置くEU委員会に派遣させていただきました。ここでは、EU委員会で行った業務、得られた経験、等について報告させていただきます。

まず、EU委員会についての簡単な説明をさせていただきます(恥ずかしながら私は派遣前までEU委員会についての知識がほとんどありませんでした。)。EU委員会は、EU議会、EU理事会とともに、EU三本の柱と呼ばれる組織の一つです。EU委員会はその中でも日本でいう官僚組織のようなもので、政策の立案、法律案の作成、法律の執行、を担当しています(ただし、EU加盟国に対し、EU法を正しく適用するよう求める権限も持つので、その点では官僚組織とは異なります。)。EU委員会は、36のDG(Directorate General、日本で言う省にあたるもの)によって構成され、さらに各DGは、数十個のunitに分かれています。各unitは10数人で構成されており、各unitが一つのチームとなり業務を行う、というようになっていました。

#### 二. 業務内容

- (1) 私が配属されたDGは、DG Internal Market and Servicesで、その中でもFinancial Markets Infrastructureを扱うG2 unitに配属となりました。正直、unit名からはかなり固いイメージを持ち初日は緊張して向かったのですが、秘書の方のおられる部屋に机とパソコンを与えていただき、そこには常にお菓子やコーヒーが用意してあり、また、同じunitの方が休憩しに雑談に来られるような所で、予想に反したアットホームな雰囲気に安心しました。
- (2) 私が配属となったunitは、EU内での有価証券の決済の一元化について取り組んでいました。そのための立法案を作成している途中であり、立法過程を目の当たりにできたのは幸運であったと思います。

EU法の立法過程を簡単に説明すると、まず、Impact Assessment(以下、IA)というものを作成します。IAとは、立法がなぜ必要か、立法によってどのような影響があるのか、等の立法事実をまとめたものです。この、IAが通らないと、立法過程に入ることはできません。IAが通ると法律案の作成を始めます(IAの提出前から法律案ができている場合もあるようです。)。と同時に、consultationという、EU委員会の方がいくつか質問を書いたアンケートのようなものをネットにアップし、その回答(私が見たものは有価証券の決済がテーマとなっていたので、回答を提出するのは各国の金融機関に限られていました)を集計し参考にする、という作業も行います。このようにしてできた法律案は、commissioner(各加盟国から一人ずつ、27人)の投票に付され、それが可決されれば、EU委員会の公式な提案として議会に提出されます。

私は、以上のような立法過程のうち、IAの審議、とconsultation、の両方に立ち会うことができました。IAについては、当該法律案によって影響を受けうる他の省、unitの方や、立法案のチェックを専門とする役職の方、を招いて行われていました。審議は細かい文言にまで及び、立法が如何に神経を必要とするか、を実感しました。また、consultationにおいては、同じ会社が各国の支店から同一内容の回答を送ってきており、一票の重さをどうするか、ということが議論されていました。

以上は、日本での立法過程と比べてそこまでの違いはないと思います(もっとも私は日本においても立法過程を見させていただけた機会はなかったので、いい経験となりました。)。しかし、EUでの立法が日本と大きく異なるのは、各国においてそれぞれの制度が既に存在している中、それを統一、調整、することの難しさにあると思います。各国が自分に有利に統一、調整しようとするので、当然、議論が中々まとまらない、という事態が生じます。有価証券の決済の一元化についても、それは例外ではなく、いかに統一、調整するか、というのが大きな課題となっていました。そのために開かれた会議で、今研修中もっとも印

象に残ったのが、CESAME会議でした。CESAME会議は、EU委員会の方とヨーロッパの主要金融機関の方が議論し、有価証券の決済の一元化について金融機関の納得を得るための会議です(立法過程において必須とされる過程ではなく、あくまで任意に行われるものです)。半年前にも一回開かれており、私が出席させていただいたのは二回目のものでした。会議では、EU内での統一には、15の障壁(Giovannini Barriersと呼ばれる)があるとされているところ、それをいかにして取り除くか、ということが議論されていました。決済の一元化では、それによって大きな不利益を受ける金融機関も少なくないようで、議論は紛糾していました。それこそ、ヨーロッパの中で時差がある中、決済機関の営業時間をどのように設定するのか、といった技術的な点から争われており、調整の難しさを実感しました。

会議で印象的だったのが、日本とは異なる会議の雰囲気です。先に述べたように議論自体は色々な立場の意見が飛び交い、EU委員会としてはまとめるのが容易ではなかったに違いないのですが、会議での発言者は前に発言した方に敬意を払うことを忘れず(例えその内容を全否定するにしても)、また必ずと言っていいほどジョークを間に挟む、ということがあり、本来堅い会議であるにも関わらず、日本では考えられないようなアットホームな雰囲気で進んでいきました。会議の進め方はやはり日本より上手い、という印象を持ちました。

(3)以上は立法に関して行った業務について述べてきましたが、それ以外の業務も与えていただきました。毎週のunit meetingを始め、各種meetingに出席する機会を与えていただき、また、所属DGのDirector General(日本でいう事務次官にあたる役職)の方のお話を聞かせていただく機会もありました。会議に出席する際には資料も事前に与えていただいたので、勤務中はそれらの資料の読み込みに追われました。さらに、時間が空いた時は、日本の立法過程等々についてリサーチしてレポートとして提出する、ということも行いました。お忙しい中、時間が空かないよう色々と面倒を見ていただきEU委員会の方には本当に感謝しています。

#### 三. 最後に

以上のように、EU委員会では様々な業務を体験することができ、貴重な経験となりました。しかし、それと同じ位自分の中で重要であったのが他の研修生との交流でした。EU委員会は、EU各国から定期的に研修生を受け入れており、同じ省の研修生だけでも8人がいました。イギリスの金融庁から派遣された者、フランス、ドイツ、ギリシャ、ポーランドでそれぞれロースクールを卒業し、自分と同じように法曹を目指す者、など様々なバックグラウンドを持つ者が集まっており、昼食を共に食べたり、夜飲みに行ったりしました。また、毎週末に全ての省の研修生を対象としたパーティーが開かれ、それにも積極的に参加することで、他の省の研修生とも仲良くなることができました。正直、欧米人の中に入っていくことにとまどいがなかったわけではないのですが、こちらが垣根を作らなければ、皆かなりフレンドリーで、簡単に打ち解けることができました。そこで驚いたのが、日本に興味を持っている人が意外に多く、日本の漫画、ゲーム、文化についてかなり詳しい人もいたことです。もちろん社交辞令もあるのかと思いますが、日本人について肯定的なことを言われることも多く、日本という国に自信を持てるようになったのが、何よりもの収穫であったように思います。

以上、簡潔ではありますが、EU委員会への派遣についての報告とさせていただきます。派遣を受け入れていただいたEU委員会の方、このような派遣の機会を作っていただいた、岩村先生、神田先生、藤田先生、また、様々な手続きをしていただいたGCOEの事務局の方、には改めて厚く御礼を申し上げます。

## GCOE海外派遣報告

江崎 元紀



#### 第1 はじめに

はじめまして。江崎元紀と申します。2009年に東京大学法科大学院を修了し、同年新司法試験に合格しました。今後は司法修習(新63期)を終えた後、弁護士になる予定です。

私自身の専門分野についてですが、学部、ロースクールを通して、国際私法に強い関心をもって勉強してまいりました。国際私法は、狭義には、適用される準拠法を選択するルールを扱う法分野ですが、関連する法分野は非常に広く、外国国家の公法的規制の適用範囲等の国際公法にまたがる分野も関係してきます。国際私法を勉強したことで、問題関心の範囲が非常に広がったと感じております。

今回の海外派遣は、後述しますように、国際課税をテーマとしたものです。私自身はもともと税法を専門としていたわけではないのですが、国際私法に関心を持っていたことがきっかけで、国際租税法に関心を持つようになり、ある程度国際租税法の基礎を学んできました。最初に国際租税法を勉強したのは学部のゼミであり、ロースクール進学後も国際租税法の講義に参加する等してまいりました。

以上のような背景で、今回はオランダのIBFDという機関で開催されたPrinciples of International Taxationというセミナーに派遣していただきました。以下、派遣先の紹介をした上で、参加したセミナーについてご報告させていただきます。

#### 第2 派遣先について

IBFD(International Bureau of Fiscal Documentation)は1938年に設立されたクロスボーダーの課税に関する研究機関です。国際課税の研究、情報収集を行うとともに、教育活動も行っています。セミナーを主催したInternational Tax Academyは1989年にIBFDが設立したもので、in-depth, up-to-date training on international tax and other specialized topicsを提供することを目的としています。

所在地はオランダのアムステルダムです。オランダというと二国間租税条約の結節点であって、租税回避地でもあるため(租税だけでなく、多数の二国間投資協定の結節点でもあるため、投資の観点からも重要な国であって、金融・物流の拠点でもあります)、国際租税の研究機関がオランダにあるというのは納得がいくのですが、アムステルダムについては別の側面もあり、アムステルダム中央駅周辺を歩くとこのような以上のような事実から受ける印象とは全く異なる印象を受けます。ただ、IBFDの所在地は、アムステルダムとは言っても、やや郊外に位置しており、閑静な地域にありますので、落ち着いて研究・教育に集中できるのではないかと思います。

#### 第3 セミナーについて

#### 1 概要

今回私が参加したのは、Principles of International Taxationというセミナーで、国際課税の基本原則を 学び、これに慣れる(講義とケーススタディ)ことを目的としたものです。研究者向けの専門的な内容を 扱うものではなく、introductoryなレベルですが、扱う対象は広く、二国間租税条約を理解するのに重要 な基本原則をほぼ全て網羅した上で、タックスプランニングや移転価格税制も取り扱うものでした。

#### 2 講師と参加者

セミナーの参加者もこのようなセミナーの趣旨を反映したものとなっており、多くの方は出身国内の租税実務に何らかの形でかかわっておられるようでしたが、国際課税の専門家ではないようでした。参加者のバックグラウンド(ないし現在の仕事)についても会計を専門とされる方がほとんどであり、法学をバックグランドとしている参加者は私以外にはいないようでした。また参加者の出身国はヨーロッパ大陸の方が最も多いものの、アジアや南米から参加された方もいらっしゃいました。

セミナーの講師はIBFDでリサーチをされている方が4名、世界的に著名な大手法律事務所の弁護士が2名でした。このうちIBFDでリサーチをされている1名の方は会計をバックグラウンドとされているようでしたが、残りの方は法学のバックグラウンドをお持ちのようでした。

私自身弁護士志望ですので、IBFDのリサーチャーで弁護士をされていた方のお話が印象に残っています。その方はもともと刑事弁護を専門とされていたそうですが、刑事弁護人として仕事をされている間も租税法のことばかり考えていて、結局、租税の専門家の道に入ったとおっしゃっていました。刑事弁護人から国際租税の専門家になるというキャリアパスがあり得るということも印象的でしたが、私自身も理論的にいろいろ考えるのが好きですので、刑事弁護よりも租税法のような理屈の面白い法分野のことを考えるのが楽しいという感覚は共感でき、考えさせられるものがありました。

#### 3 セミナーの内容

#### (1) 初日

今回のセミナーでは日毎にテーマが決まっていました。初日のテーマはBasic principles of international tax lawであり、午前中にIntroductionとDouble Tax Relief Methodsの講義を行い、午後にResidenceの講義を行った後、ケーススタディを行いました。

Introductionでは租税条約の役割の説明から始まり、租税条約と国内租税法(ないしEC法)の関係、租税条約の解釈(ウィーン条約法条約、OECD Commentaryの役割など)等が扱われ、Double Tax Relief MethodsではExemption方式とCredit方式について数値例を用いた概説がなされました。ResidenceではResidence概念の重要性が指摘された後、Dual Residenceの解決方法が、主としてOECDモデルの立場で、説明されました。

#### (2) 二日目

二日目のテーマはDouble Taxation Convention focusing on the current version of the OECD Model Tax Conventionであり、午前中から午後にかけてPermanent Establishment Conceptの概説とCase Study を行った後、Employment Incomeの概説とケーススタディを行いました。

Permanent Establishment Conceptの概説ではまずPEコンセプトの基本ルールについて説明がなされた後、各論としてConstruction site PEsとAgency PEs等が扱われました。Employment Incomeの概説では一般的なルールに加えて、労働者の国際的なhiring-out、役員報酬、アーティストやスポーツマンの特例についても言及がなされました。

#### (3) 三日目

三日目のテーマは二日目と同様Double Taxation Convention focusing on the current version of the OECD Model Tax Conventionであり、午前中はProfits of an Enterpriseの概説がなされ、午後はPassive incomeについての概説がなされた後、ケーススタディを行いました。

Profits of an Enterpriseの概説では主としてOECDモデル条約7条を扱い、Arm's length principleの説明にも時間が割かれました。Passive incomeの概説では配当、利息など主要なpassive incomeについて扱われるとともに、beneficial ownershipの説明にも時間が割かれました。

#### (4) 四日目

四日目のテーマはTransfer Pricingであり、午前中から午後にかけてIntroduction to Transfer Pricingという題目で講義とケーススタディがなされ、その後さらにIntra-Group Servicesについての講義とケーススタディが続きました。

Introduction to Transfer Pricingではこの領域の法的枠組みについて概説がなされ、ここでもArm's length principleに相当の時間が割かれました。次いでCost-Plus methodなどの主要なmethodologiesについて概説がなされました。Intra-Group Servicesについては、intra-group servicesに対するtransfer pricing methodsについて事例を用いた解説とケーススタディを行いました。

#### (5) 五日目

五日目のテーマはDouble Tax Treaties and International Tax Avoidanceであり、午前中の前半にNon Discrimination and Triangular Casesという題目の講義がなされ、午前中の残りと午後にかけてBasic Tax Planning Schemesの概説がなされ、最後にAnti-Avoidance Rulesの解説がなされました。

Non Discrimination and Triangular Casesの講義では、OECDモデルの24条についての解説と3カ国が関わってPEとDual residentが問題となるケースについての解説がなされました。Basic Tax Planning Schemesの講義ではhybrid entitiesを用いた手法や、外国税額控除制度を用いた手法などのTax Planning の手法が概説され、Anti-Avoidance RulesではAnti-tax havens provisionやLOB条項(limitation of benefit 条項)についての解説がなされました。

#### 第4 終わりに

最後にセミナーに参加した感想を2点ほど述べさせていただきます。

まず、セミナーは主としてOECDモデルに依拠して行われたのですが、私自身は主として日米租税条約の勉強をしてきましたので、同条約とOECDモデルの違いを意識させられたという点では非常に勉強になりました。ただ、他方で、introductoryなレベルの講義だという前提からして当然かもしれませんが、相互協議や仲裁などの手続的側面についての言及がなかったことが若干物足りなくもありました。

次に、リサーチャーと弁護士の視点の違いが印象的でした。あるIBFDの講師は租税条約の目的の一つは No double non-taxationにあると説明され、IBFDが事前に配布した資料にはタックスプランニングは、適切に行われれば、タックスペイヤーの関心と政府の関心(public expenditureをファイナンスするための収入を確保するという関心)の双方に資すると指摘されていたのですが、大手法律事務所の弁護士の方が行ったタックスプランニングの講義は、視点がかなりタックスペイヤーよりであると感じられました。将来弁護士になる自分としても、こういった視点の違いについて、どういう立ち位置に立つかということをよく考えなければならないなと感じさせられました。

最後に、以上のような貴重な経験をさせていただいたことを感謝したいとともに、次年度以降も同様の プログラムが継続できるよう願っております。

## GCOE海外派遣インターンレポート

高畑 桂花

#### 1. インターン概要

私は2009年7月13日から8月7日までの4週間、フランクフルトのドイツ銀行法務部コンプライアンスチームでインターンを行いました。

勤務場所は有名なメッセ(見本市)の会場に近い高層ビルで、法務部以外にも総勢千名ほどの社員が勤務していました。もともと法務部の入っていた市街中心部の本社ビルが建替え中で、臨時オフィスだとのことです。

業務の中心は担当者をはじめとする社員の業務の補助と、関連する法制度のリサーチというものでした。 業務内容は多岐に亘りますが、中でも特に印象に残り、勉強になったものについて、ご報告したいと思います。

#### 2. 業務について

#### (1)国際案件関連業務

まず初めに実感したのは、ドイツ銀行は想像以上にグローバルな巨大企業であり、本社法務部では、ドイツ国内ばかりでなく、世界各国に所在するグループ企業のコンプライアンスが重要な部分を占めているということでした。

特に私の担当者のDr. Spenglerは外国案件を数多く担当しており、インターンで最初に行ったのは、マルタのドイツ銀行子会社の銀行業ライセンス取得申請書の作成でした。

申請にあたってマルタ側に提供しなければならない情報は会社所在地から財務状態、訴訟関連情報等多岐にわたっているため、正確な情報の確認を行うことが必要でした。そのため当該子会社社員と本社社員のミーティング、マルタの弁護士等へのリサーチ依頼などが随時行われており、これらへの出席を通じて、各国の関連会社のコンプライアンスを実効あるものにするため、各地域の支社に法務部が設置されていること、アメリカ等の大規模渉外法律事務所とも提携して、迅速なリーガルリサーチを可能にしているということがわかりました。ちなみに、このような外国支社との会議や社内の文書等、業務上の公用語はフランクフルトオフィス内でもほとんど英語で、社員同士の日常会話で辛うじてここはドイツと感じられるくらいでした。

#### (2) ドイツ法におけるコンプライアンス、登記制度、公証制度

#### ①コンプライアンスの現状

担当者の方の案件はドイツ法に関わるものは殆どなかったのですが、ドイツのコンプライアンスに興味があると伝えていたため、おりに触れドイツの制度について説明していただいたり、他の社員が持っている案件でドイツ法関連のものを紹介していただいたりしました。

法務部の社員は全員法曹資格を有しており、弁護士としての実務経験もある方が多かったため、疑問が生じたときもドイツ会社法の基礎からM&A実務に至るまで、専門性の高い説明を聞くことができました。コンプライアンスに直結する問題で特に興味深かったのは、昨年度行われた有限会社法の改正と、コーポーレートガバナンス原則(Corporate Governance Kodex)です。前者は、かなり大きな改正で、設立の容易化など、日本の会社法改正とも重なるテーマを持っています。また、コーポレートガバナンス原則は強制力をもたないソフトローで、その実行は各会社の自主的努力に委ねられていますが、原則を実行しなかった場合には、株主総会などにおいて取締役にその説明義務が課せられています。実際にどのように説明しているのか、ドイツ銀行の株主総会レポートなどを参照することもできました。

ドイツのコーポレートガバナンスは取締役会と監査役会の二層構造で成立していますが、日本と同様90年代から大企業で不祥事が相次いだことにより、コンプライアンス強化の必要性が認識されるようになり、1998年のコントラック法(Gesetz zur Kontolle und Transparenz in Unternehmensbereich「企業領域におけるコントロールと透明性に関する法律」)の制定を皮切りに、株式法、商法の改正も行われ、2002年にコーポレートガバナンス原則の制定に至っています。

#### ②登記制度、公証制度

民法・商法全体に亘るドイツ的法制度の特徴として、実務における登記制度と公証制度の重要性があげられます。

登記に関しては、会社の登記制度、特に会社代理権であるProkura制度とVollmachtの違い等について学ぶことができ、ドイツ銀行の登記書類も見ることができました。

また、ドイツ的な法慣習として大変興味深かったのは公証制度です。ドイツ民法においては、土地売買などごく一般的な法律行為にも公証が必要とされるものが多数ありますが、内容面の適法性チェックも含むBeurkundungと、形式面の証明のみであるBeglaubigungの2種類があります。

会社法も公証が必要とされる行為は多く、株主総会決議や組織変更など、すべて公証を必要とします。 会社の合併もその一つで、Beurkundungが必要とされていますが、今回コンツェルン内合併とその公証現 場に立ち合うことができました。

その合併は、ドイツ銀行の完全子会社(有限会社)が、その会社の6つの完全子会社(株式会社)を吸収合併するというものです。これらの会社は目的会社であって営業の実態はなく、ドイツ銀行の完全な支配下にあることから、会社の委任を受けた社員1名が株主代表として各会社の承認決議を行うという、簡易な手続でした。しかし、公証人は関係書類を全て読み上げるので、全体としては1時間以上の時間がかかりました。

この公証制度は、ローマ法や、中世の土地売買の慣習などに起源を持ち、現在ではドイツ・オーストリア、東欧など旧ドイツ語圏に特徴的なものだということです。

もっとも、公証制度は一般市民にとっては煩雑で、公証人に非常に高い報酬を支払わねばならないことが大きな負担と感じられているようです。

#### (3) 日本法リサーチ

最後に、日本関連の業務について報告したいと思います。

これは、アジア地域担当者からの依頼で、ドイツ銀行が今後アジアにおいて展開予定の新サービスについて、日本の銀行法上の問題点をリサーチする業務でした。

話によると、東京の法務部に問い合わせたところ、金商法、銀行法改正との関連で、その業務は日本ではできないとの回答をもらったが、具体的な問題点がよくわからないので、調べてほしいとのことでした。 私は、銀行法は全く履修していなかったため、ドイツで初めて銀行法を読むことになりました。

リサーチの前提に必要な知識は事前に教えてもらったのですが、銀行の実務についての前提知識がないため、初めはかなり理解が大変でした。また、施行規則や省令などの下位法令、金融庁等の運用指針、パブリックコメントなどのリサーチも必要で、想像以上に情報処理に時間がかかりました。

しかし、今回の改正の背景や、金融庁と日本の銀行業務の実態を垣間見ることができ、パブリックコメントが実務にとって大変重要な意味を持っていることもわかり、ドイツで日本の金融法務を学ぶという、大変面白い経験となりました。

またこの業務を通して、ドイツ銀行は各国のローカル銀行に自らの開発したサービスシステムを提供する事業も行っており、これらの銀行もドイツ銀行の重要な顧客であることがわかりました。

#### (4) その他

紙幅の関係で詳しくは触れられませんが、業務以外でも、法務部で修習中の司法修習生と知り合ったり、銀行家や法律家の労働事情について聞いたり、ドイツの法曹事情を目の当たりにすることもできました。 (ちなみに私のいた時期はバカンス時期と重なっており、週があける毎にフロアから人気がなくなっていくという状況でした。)

以上、簡単ではありますが、インターンのレポートに代えさせて頂きたいと思います。

最後になりましたが、実務に入る前の海外インターンという体験は、個人では中々できるものではなく、 色々な意味で大変貴重な財産になりました。

最後になりましたが、この場を借りまして、このような機会を与えて下さったグローバルCOEプログラム「国家と市場の相互関係におけるソフトロー」に心よりお礼申し上げます。

## Herbert Smith法律事務所での研修を終えて

田中 伸拡

#### 1 はじめに

私は、6月17日から7月12日にかけて、グローバルCOE海外派遣プログラムにより、パリのHerbert Smith法律事務所で約三週間の研修を受けた。以下、研修の内容及びその感想を記したいと思う。

#### 2 研修の内容

研修の内容は、平日の9時30分から17時30分にかけて、パリ事務所で働く弁護士のリサーチをお手伝いするというもので、現地で採用されている研修生と同じようなものだった。私はコーポレート部門に配属され、コーポレート部門のパートナーであるJacques Buhartさん、アソシエイトのAlexandre Chanouxさん、及び日本の渉外事務所から出向中の元芳哲郎さんのもとで、働かせていただいた。仕事内容としては、主に公開買い付け規制、国際カルテル、企業状況等のリサーチを行った。事務所内ではもっぱらフランス語が使われているものの、これらのリサーチは英語で対応できるものがほとんどであり、フランス語に通じていない私でも十分対応可能なものであった。

また担当弁護士であるJacques Buhartさん及びAlexandre Chanouxさんのご厚意で、内部会議への参加、外部との折衝、裁判所見学、各部門の弁護士へのインタビューをすることができ、自らの見聞を広めることができた。

#### 3 研修の感想

パリでの研修は、今まで日本以外に住んだことのない私にとって、とても新鮮なものであり、同時に今後の自分自身の課題が見え、かけがえのない経験であったと思う。

#### (1) 法制度の違いを実感したこと

まず私が研修で感じた一点目は、当たり前の話ではあるが、日本とフランスは法制度として似ていると ころもあれば根本的に異なるところもあるという点である。

確かに日本もフランスも制定法の国であって、英米法に比べれば共通する点も多いといえる。実際に私も弁護士の方々やフランス人研修生と議論していて、日本的な発想がフランスでも通用することが多いと 実感した。労働者保護のために解雇規制が厳しい点は、日本での考え方がそのままフランスにおいても通じた。

しかし、同じ制定法の国とはいえ、根本的に異なる点も多い。

この違いは「裁判所」という一言をとってもそうである。日本においては、「裁判所」といった場合、簡易裁判所や家庭裁判所といった事物管轄の問題や審級の問題はあるとはいえ、職業裁判官による裁判所のシステムは一元的であり、理解がずれることはないといえる。しかし、フランスにおいては、司法裁判所とは別に行政裁判所というものが確固としてあり、司法裁判所の中にも素人裁判官が行う商事裁判所が存在する。「裁判所で司法修習がある」とフランス人弁護士にいうと、「どちらの裁判所ですか」と質問されたが、このことはまさに両国の法制度が根本的に異なり、その違いを理解していないと相手方の質問を理解できないということを強く実感した。

また裁判所の内部を例にしても、同様である。フランスにおける民事事件の法廷では、私が見る限り裁判官と両当事者は同一平面にあり、しかも弁護士は法服を着て口頭で情熱的なプレゼンテーションを裁判官に対して行っていた。一方刑事事件においては、私が見る限り検察官と裁判官がいて、被告人は両者より低い位置にいた。民事事件においては口頭主義が形骸化し、一方刑事事件においては両当事者対等の形式がとられている日本とは、制度そのものが根本的に異なることを強く実感した。

これらの経験から、私は日本と外国はそもそも制度選択が異なるのだから、外国の法制度を考える時ないし外国人と法的議論をする場合は、しっかりと外国の伝統的な考え方や基本的な制度の仕組みを理解する必要があると感じた。逆に日本が外国のシステムを導入する場合は、外国でそのシステムが成功している前提を日本が共有しているか、多少前提が異なるにしても日本で成功する下地があるか、日本法の法体系に馴染むものなのかといいうことをしっかりと議論し尽くした上で行わなければならないと強く実感した。近年の日本では外国、とりわけアメリカの法制度を参考にした法改正がなされる傾向にあるが、同じ

大陸法系のフランスでさえ、制度が根幹から異なるのであるから、いわんや英米法系の国から制度を導入 する場合は特に慎重になる必要があるといえる。

#### (2) 欧州人の語学力が高いこと

二点目は、秘書や事務員の方を含めて、ほぼ全員、英語が流暢であることである。フランス人はドイツ人やオランダ人と比べあまり英語が得意でないと聞き、派遣前は私も不安であったが、Herbert Smith法律事務所においては、同事務所がイギリス系の事務所であるということもあると思うが、今思えば全くの杞憂であったと思う。彼らは学生時代なり、学部卒業後なり、弁護士時代なり、イギリスやアメリカに留学ないし就労することが日本人に比べて多いようで、そうした経験を糧にして英語力を鍛えているようであった。

その一方、私をはじめとする日本人は、全体として英語が苦手である。それは多分にフランス語が英語と言語体系上似ていて、日本語と英語が言語体系上似ていないという点に起因することであり、仕方ないようにも思えるが、あくまでそれは言い訳にすぎないと強く感じた。経済のグローバル化が進む現在においては、日本人も、アメリカ人やイギリス人とは勿論、フランスをはじめとする他国の人と交渉する際は、事実上世界共通語となっている英語を使用して議論しなければならないのだから、習得に時間がかかるのは仕方ないとしても、せめてフランス人と同等レベルの英語力は身につけねばならないと強く感じた。

また彼らはフランス語、英語の他にもう一つないし二つの外国語に通じていることが多かった。私がよく接する人々だけでも、アラビア語を話せる弁護士、日本語を話せる弁護士、ギリシア語を話せる弁護士、中国語を話せる研修生、スペイン語を話せる研修生がおり、弁護士ないし研修生は三ヶ国語以上に通じている人がほとんどであったといえる。日本では英語すら満足に話せない人が多いという中で、このような状況は大変驚きであったとともに、彼らの第2外国語力より劣る英語力しか有していない自分自身に危機感を感じさせるものであった。

#### (3) 欧州人の国境意識の低さについて

私が研修で感じた三点目としては、そもそも欧州人は「国境」というものに対しての意識が低いという点がある。

彼らは大学の交換留学等でイギリス等に留学することは勿論、大学と大学院が違う国であったり、大学と司法試験の受験国が違ったり、出身国と働く国が違うことがままある。Herbert Smith法律事務所には、ドイツ人、イタリア人、スペイン人、ギリシア人、ルーマニア人、カナダ人、アルジェリア人等様々な国から来た弁護士や研修生がいて、フランス語が母国語でないにも関わらずパリで働いている人が多数いた。私も、研修中、パリで働こうとは思わないのかという旨の質問を度々受けた。

このことは私にとって非常に驚きであった。日本においては、東京大学法科大学院でさえ、将来外国で働こうという意見はほとんど聞かず、留学は別としても、皆当然のごとく、日本法の弁護士として、一生日本で働くものだと思っており、かくいう私もそのように思っていた。確かに日本法の勉強をし、日本法の司法試験に通る予定である以上、日本法の弁護士として日本で働くのが自然ではあるのかもしれないが、私を含めた日本人の上記考えは、過度に国内に捕らわれ、自身の将来の選択肢を狭くしているのではないかと感じるようになった。欧州人は、EUの制度上担保されているとはいえ、実際に国境を越えて積極的に活動しており、広く物事をとらえているように思えた。日本人が国際社会で活躍するためには、そのような欧州人とも戦わなければならないわけであるから、一生外国で過ごすかどうかは別として、せめて数年間はしっかりと外国で働くくらいの気概で頑張らねばいけないと強く実感した。

#### 4 総括

私が今回の海外派遣プログラムで感じたことは上記の通りである。誰も知り合いのいない異国での生活は慣れるまでは大変であったことは否定できないが、毎日新たな発見があり、とても楽しかった。私がこの海外派遣プログラムを志望した理由である、国際的な視野の獲得という目標も、相当程度達成できたのではないかと考えている。この海外派遣プログラムで得た経験、問題意識を、今後の長きにわたるであろう私の法曹生活に十二分に活かしていきたいと考えている。



私の担当のAlexandre Chanouxさんと

## 国際交流

#### <海外からの来訪者>

2009年8月5日 Edward B. Rock (ペンシルバニア大学ロー・スクール教授)

第5回シンポジウム「企業買収と現代会社法における主要問題」でのコメント

2009年8月5日 Jacques Buhart (ハーバートスミス法律事務所パリ 弁護士)

第5回シンポジウム「企業買収と現代会社法における主要問題」での講演

"The new role of the board of directors in hostile takeovers in France and other European countries under the European takeover directive"

2009年8月5日 Paul Davies (ロンドン・スクール・オブ・エコノミクス 法学部教授)

第5回シンポジウム「企業買収と現代会社法における主要問題」での講演

"Sticking with a shareholder-centred approach"

2009年8月5日 Reinier Kraakman (ハーバード・ロースクール教授)

第5回シンポジウム「企業買収と現代会社法における主要問題」での講演

"Hostile takeovers and the future of the board-centered model of corporate governance"

2009年9月16日 Tsilly Dagan (イスラエルBar Ilan大学ロー・スクール シニアレクチャラー)

第8回租税法ワークショップでの講演

"Just harmonization"

## <事業推進担当者等の海外出張>

#### 藤田友敬教授

・2009年8月 フランクフルト

ドイツにおける公開買付制度の現地実態調査のため、フランクフルトの証券取引所及びGless Glutz法律事務所を訪問した。

・2010年1月 パリ

フランスにおける公開買付制度の現地実態調査のため、ハーバートスミス法律事務所やフランス金融市場 庁(AMF)等を訪問し、ヒアリングを行った。

・2010年3月 カメルーン

"Seminar on the Rotterdam Rules:What Contribution for Africa?" (UNCITRALおよびCameroon National Shippers' Council主催)への参加(議長・講師・および講演者として)。

#### 後藤元学習院大学法学部准教授

・2009年9月 ハンブルク

9月11日にマックス・プランク外国私法・国際私法研究所で開催された「法律分野における日本との交流 100年」および「日本、ドイツおよびヨーロッパの保険法比較セミナー」に出席した。

## 3 研究成果

## GCOEソフトロー・ディスカッション・ペーパー・シリーズ

2009年8月から2010年3月末までに以下の6本が公表されました。本拠点のホームページからダウンロードできます(http://www.j.u-tokyo.ac.jp/gcoe/outcome/paper.html)。

号	執筆者	タイトル
GCOESOFTLAW-2009-2	白石忠志	Westinghouse・原子燃料工業の企業結合をめぐる公取委回答事例の 分析
GCOESOFTLAW-2009-3	黒田有志弥	カルフォルニア州における公的扶助制度:CalWORKs―アメリカ公的扶助制度研究の端緒として―
GCOESOFTLAW-2009-4	木下卓三	株式・派生商品取引の清算・決済に関するルールについて
GCOESOFTLAW-2009-5	大川昌男 吉村昭彦	預金の不正払戻しに関する個人預金者と銀行との間の損失分担ルールについて——ハードローとソフトローの協働——
GCOESOFTLAW-2009-6	洪淳康	差別対価における違反要件の法構造―日米欧の略奪廉売型差別対価 を中心に―
GCOESOFTLAW-2009-7	増井良啓	二国間租税条約上の無差別条項



## 雑誌「ソフトロー研究」

21世紀COEプログラムでの研究成果を定期的に公表する雑誌として、2005年1月、ソフトロー研究が創刊されました。第12号からはグローバルCOEプログラムのもとでの編集となっています。本誌は株式会社商事法務から販売されています。

#### 第15号 平成22 (2010) 年3月

内 容

<論説>

「預金の不正払戻しに関する個人預金者と銀行との間の損失分担ルールについて

――ハードローとソフトローの協働――」

大川昌男=吉村昭彦

「差別対価における違反要件の法構造―日米欧の略奪廉売型差別対価を中心に―」

洪淳康

<研究ノート>

「株式・派生商品取引の清算・決済に関するルールについて」

木下卓三

#### UT Soft Law Review

グローバルCOEプログラムでの研究成果を国外に向けて発信する雑誌として、2009年2月、UT Soft Law Reviewが創刊されました。2010年3月にNo.2が刊行されました。

#### No.2 2010 Hostile Takeovers and Defenses- Implications from Delaware Law

Contents

Keynote Speeches

Hideki Kanda, Takeover Defenses and the Role of Law in Japan

Jack Jacobs, Developing an Infrastructure for Hostile Takeovers: The Delaware Experience

Curtis Milhaupt, Comment: Developing Takeover Policy in the United States and Japan

Panel Discussion

Japanese Legal Structure for Corporate Acquisition: Analyses and Prospects

Materials

Ministry of Economy, Trade and Industry and Ministry of Justice, "Guidelines Regarding Takeover Defense for the Purpose of Protection and Enhancement of Corporate Value and Shareholders' Common Interest" (May 27, 2005)

Corporate Value Study Group, "Takeover Defense Measures in Light of Recent Environmental Changes" (June 30, 2008)

Bull-Dog source (Supreme Court Judgment of August 7, 2007, Supreme Court Reports (civil cases) vol.61 no.5, p.2215)

Bell System 24 (Tokyo High Court Judgment of August 4, 2004, Finance and commerce judicial precedent No.1201 p.4)

Nippon Broadcasting System (Tokyo High Court Judgment of March 23, 2005, Hanrei-jiho No. 1899, p. 56)

Nireco (Tokyo High Court Judgment of June 15, 2005, Hanrei Jiho No. 1900: 156)

Japan Engineering Consultants (Tokyo District Court Judgment of July 29, 2005, Hanrei-jiho 1909, p.87)



発行日 2010年3月31日

〒113-0033 東京都文京区本郷7-3-1 東京大学大学院法学政治学研究科 グローバルCOEプログラム「国家と市場の相互関係におけるソフトロー」事務局 Phone:03-5841-0606 Fax:03-5841-3161 E-mail: gcoe@j.u-tokyo.ac.jp URL:http://www.j.u-tokyo.ac.jp/gcoe/